

## 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤンのイラストの利用について

平成 30 年 7 月 4 日  
消費者庁 消費者教育・地方協力課

### 1. 趣旨

消費者庁では、消費者にとって身近な消費生活相談窓口へアクセスしやすい環境を整備することを目的として、消費者ホットライン188を開設しております。

消費者ホットライン188は、全国共通の電話番号です。地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。消費生活センター等の連絡先をご存知でない方にも、お近くの相談窓口をご案内することができますという点で、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

この取組を、より親しみやすいものとして消費者へ広めるために、イメージキャラクター（名称：イヤヤン）を制作しました。

消費者ホットライン188の周知啓発のために利用される方に向けて、以下のとおり利用条件を定めます。

### 2. 利用条件

○ イヤヤンのイラスト（名称を含みます。以下「イラスト」といいます。）を利用する方は、あらかじめ「イラスト利用申請書」に必要事項を記載の上、以下の消費者庁担当者宛てに、ご提出ください。

内容を確認した上で、利用の可否について、提出から2週間程度でご連絡いたします。

#### 提出先

○電子メールの場合：g.hotline188@caa.go.jp

○郵便の場合：〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館6階  
消費者庁 消費者教育・地方協力課  
消費者ホットライン188 担当 宛

- 参考資料として、イラストを利用した完成後の広報媒体は、公開、配布前にその見本を上記宛先までご提供をお願いいたします。  
消費者庁で確認後ご連絡いたしますので、広報媒体の公開、配布はその連絡後をお願いいたします。なお、修正をお願いすることもあります。
  - 利用に際しては、「1. 趣旨」及び下記事項を踏まえたものに限ります。
    - ・消費者庁の所管行政の推進、普及又は啓もうに積極的に寄与するものであること。
    - ・公益に資するものであり、特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。
    - ・公序良俗に反しないこと。
  - イラストを利用する際には、必ず「消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」と併記してください。  
広報媒体のサイズ等により、併記できない場合は、ご相談ください。
  - 消費者ホットライン188の周知啓発に資する活動を目的として、公共の機関（※）が利用される場合においても、「イラスト利用申請書」の提出は必要です。
- （※）公共の機関：国の行政機関（独立行政法人、特殊法人、認可法人を含みます。）、地方公共団体等。
- その他、詳しくは「イラスト利用申請書」の利用条件をご確認ください。

【参考】使用イメージ（例）



### 3. 著作権等の権利について

- イラストに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、全て消費者庁に帰属し、関連する知的財産権に関する法律などにより保護されています。
  
- イラストの利用前に「イラスト利用申請書」の提出のない方は、私的使用その他法律によって明示的に認められる範囲を超えて、イラスト（電子データを含みます。以下同じ。）を、複製・改変・編集・公開・販売・送信・頒布・譲渡・賃貸・貸与・利用許諾・転載・その他の利用等を行うことはできません。

また、消費者庁からイラストの利用を許諾された方は、その利用に際し、イラストを利用申請書の利用条件に従って一部を改変することができますが、色彩や名称の改変及び「1. 趣旨」のイメージを損なう改変はできませんので、ご注意ください。

イラスト利用申請書						
下記イラスト（名称「イヤヤン」を含みます。以下「イラスト」といいます。）の利用を申請します。なお、イラストを裏面の利用条件に従って利用することに同意します。						
申請日	令和      年      月      日					
申請者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">申請者名</td> <td style="height: 40px;">【団体名】</td> <td rowspan="3" style="text-align: right; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">【役職 氏名】</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;">【担当者名】</td> </tr> </table>	申請者名	【団体名】	印	【役職 氏名】	【担当者名】
	申請者名		【団体名】		印	
			【役職 氏名】			
		【担当者名】				
	住所	〒				
	電話番号					
	FAX番号					
メール アドレス						
イラスト表示	消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン ※必要とするイラストにレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 基本形イヤヤン <input type="checkbox"/> 電話を受けるイヤヤン <input type="checkbox"/> 手をあげるイヤヤン					
利用目的						
広報媒体						
利用の手順	1 申請者は、利用申請書に必要事項を記入し、イラストの利用イメージを添付して、下記申請書送付先に提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、利用申請書及び利用イメージをPDFファイルにて下記申請書送付先のメールアドレス宛てに送信してください。 2 消費者庁は、利用の可否について、利用申請書の提出日から2週間程度で申請者に書面又は電子メールでご連絡します。 3 利用を許諾された申請者は、イラストを裏面の利用条件に従って利用することができます。					
イラストの 提供方法	イラストの電子データを電子メールに添付して申請者に提供します。 ※希望される電子データのファイル形式にレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> PNG <input type="checkbox"/> JPEG <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> AI					
申請書送付先	消費者庁 消費者教育・地方協力課 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階 メールアドレス：g.hotline188@caa.go.jp					

## 利用条件

- 1 イラスト（電子データを含みます。以下同じ。）にかかる著作権等の知的財産権その他一切の権利は、全て消費者庁に帰属しています。
- 2 申請者は、表記利用目的に限り、イラストを利用して表記広報媒体（以下「本件媒体」といいます。）を制作（印刷も含みます。以下同じ。）できます。また、申請者は、イラストを一部改変して利用し、本件媒体を制作することができます。ただし、イラストの色彩や名称「イヤヤン」の改変及び消費者庁が意図するイラストのイメージを損なう改変はできません。
  - ・ 申請者は、本件媒体の制作、配布のために必要な範囲でイラスト及び申請者が改変したイラスト（電子データを含みます。以下同じ。以下「改変イラスト」といいます。）の複製ができます。
  - ・ 申請者は、本件媒体上のイラスト及び改変イラストの傍らに必ず「消費者庁 消費者ホットライン188キャラクター イヤヤン」と8ポイント以上で表示しなければなりません。ただし、本件媒体のサイズ等により当該表示ができない場合は、別途消費者庁と協議するものとします。
- 3 イラストの利用料は、無償とします。
- 4 改変イラストの著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）は、全て無償で消費者庁に帰属するものとします。
- 5 申請者のイラスト及び改変イラストの利用については、2項に記載された利用に限ることとし、その他の利用・複製・改変・編集・公開・販売・送信・頒布・譲渡・貸与・利用許諾・転載等を行うことはできません。
- 6 申請者は、本件媒体の見本を制作し、本件媒体の公表又は配布前に当該見本の電子データを電子メールに添付又は消費者庁が指定する電子媒体に記録して表記申請書送付先に提出し、消費者庁の確認及び書面（電子メールを可とします。）による承認を得なければなりません。なお、当該承認が得られない場合は、本件媒体を公表、配布することはできません。
- 7 申請者は、本件媒体を有償で配布することはできません。ただし、消費者庁の事前の書面（電子メールを可とします。）による承諾を得た場合は、この限りではありません。
- 8 申請者は、本件媒体の制作過程における全ての「電子データ及び紙媒体」、「それらの複製物」及び「印刷物」を善良な管理者の注意義務をもって保管・管理しなければなりません。
- 9 消費者庁が申請者に対し、前項に列記する保管・管理物について廃棄を指示した場合は、申請者は、速やかに指示された保管・管理物について、復元不可能な方法により、紛失、漏えいに十分注意した適切な方法で廃棄し、その旨を表記申請書送付先に書面（電子メールを可とします。）で報告しなければなりません。
- 10 申請者は、本件媒体の制作の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。ただし、申請者は、当該第三者に申請者がイラスト及び改変イラストの利用に関して遵守すべき義務と同等の義務を課すとともに、当該第三者の当該委託業務における行為について、一切の責任を負うものとします。なお、申請者は、法令、公序良俗や社会通念に反する法人・団体等に本件媒体の制作を委託してはなりません。
- 11 申請者は、改変イラスト及び本件媒体について、第三者の知的財産権等の権利を一切侵害していないことを保証します。ただし、消費者庁に責めのあるものを除きます。

以上